8　輸入が許可されなかった物品

8.1　衛生植物検疫規則又は強制規格を満たしていないことを理由として、加盟国の権限のある当局が輸入のために提示された物品の輸入を許可しない場合には、当該加盟国は、自国の法令に従い及びこれらに合致するように、輸入者に対し、輸出者又は輸出者が指定した他の第三者に向けて輸入が許可されなかった物品を再度積送し、又は返却することを認める。

8.2　8.1の規定に基づく選択が与えられた場合において、輸入者が合理的な期間内に当該選択を行わないときは、当該権限のある当局は、法令に適合しないこのような物品の処理のために異なる措置をとることができる。

9　物品の一時輸入並びに国内加工及び国外加工

9.1　物品の一時輸入

加盟国は、特定の目的のために自国の関税地域に持ち込まれる物品が、特定の期間内に再輸出することが予定され、及び当該物品を使用することによる通常の価値の低下及び消耗を除くほか、いかなる変更も加えられなかった場合には、自国の法令の定めるところにより、輸入税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて当該物品が自国の関税地域に持ち込まれることを認める。

9.2　国内加工及び国外加工

(a)　加盟国は、自国の法令の定めるところにより、物品の国内加工及び国外加工を認める。国外加工が認められた物品は、当該加盟国の法令に従い、輸入税の全額の又は部分的な免除を受けて再輸入することができる。

(b)　この条の規定の適用上、「国内加工」とは、特定の物品を、製造し、加工し、又は修繕し、その後に輸出することを予定していることを前提として、輸入税の納付につき条件付で全額の又は部分的に免除を受けているもの又は税が払い戻されるものとして加盟国の関税地域に持ち込むことができる税関手続をいう。

(c)　この条の規定の適用上、「国外加工」とは、加盟国の関税地域内で自由に流通する物品を、外国において製造し、加工し、又は修繕するために一時的に輸出し、その後再輸入することができる税関手続をいう。

第十一条　通過の自由

1　通過運送に関する加盟国が課するいかなる規則又は手続も、

(a)　その制定の契機となった事情若しくは目的が存在しなくなった場合又は事情の変化若しくは目的の変更について合理的に利用可能な一層貿易制限的でない態様で対応することができる場合には、維持されてはならない。

(b)　通過運送に対する偽装した制限となるような態様で適用されてはならない。

2　通過運送については、輸送料金又は通過に伴う行政的経費若しくは提供された役務の費用に相応する課徴金を除くほか、通過に関して課される手数料又は課徴金の徴収により条件を付してはならない。

3　加盟国は、通過運送に関する自主規制その他同様の措置をとろうとし、とり、又は維持してはならない。これは、輸送の規制に関連する現行及び将来の国内規則又は二国間若しくは多数国間の取極であって世界貿易機関の規則に適合するものの適用を妨げるものではない。

4　加盟国は、他の加盟国の領域を通過する産品に対し、その産品が当該他の加盟国の領域を通過することなく原産地から仕向地へ輸送される場合に許与する待遇より不利でない待遇を許与しなければならない。

5　加盟国は、実行可能なときは、通過運送のために物理的に別個の基盤（例えば、車道、係留場所、それらに類似するもの）を利用可能なものにするよう奨励される。

6　通過運送に関連する方式、所要の書類及び税関管理は、次のことのために必要以上に負担を重くしてはならない。

(a)　物品を特定すること。

(b)　通過の要件を満たすことを確認すること。

7　物品については、通過手続がとられ、加盟国の領域における出発地から出発することが許可された後、加盟国の領域内の通過が終了する目的地に到着するまでは、税関による課徴金又は不必要な遅延若しくは制限の対象としてはならない。

8　加盟国は、通過物品については、貿易の技術的障害に関する協定に定める強制規格及び適合性評価手続を適用してはならない。

9　加盟国は、物品の到着の前の通過に関する書類及びデータの事前の提出及び事前の手続の処理を認め、並びにこれらについて定める。

10　通過運送により貨物が加盟国の領域の出口にある税関官署に到着した後、通過の要件が満たされた場合には、当該税関官署は速やかに通過の業務を終了する。

11　加盟国が通過運送について保証人による保証、保証金その他の適当な金銭的若しくは非金銭的な（注）保証手段の形態で保証を要求する場合には、当該保証は、当該通過運送から生ずる要件が満たされることを確保するものに限定される。

注　この11の規定は、運送手段を通過運送に対する保証として利用することができる既存の手続を加盟国が維持することを妨げるものではない。

12　加盟国が自国の通過の要件が満たされたと決定した後、保証は、遅滞なく解除される。

13　加盟国は、自国の国内法令に適合する方法で、同一の事業者について複数の取引を含む包括的な保証をとること又はその後の貨物に対して解除することなしに保証の更新を行うことを認める。

14　加盟国は、保証（単一の取引を担保するもの及び適当な場合には複数の取引を含むものを含む。）の設定のために自国が利用する関連情報を公に入手可能なものとする。

15　加盟国は、高い危険性が存在する状況がある場合又は保証の利用によって関税法令を遵守することを確保することができない場合にのみ、通過運送について税関による護送の利用を要求することができる。税関による護送について適用される一般規則は、第一条の規定に従って公表される。

16　加盟国は、通過の自由を強化することを目的として、相互に、協力し、及び調整するよう努める。その協力及び調整には、次の事項に関する了解を含めることができるが、これらに限定されるものではない。

(a)　課徴金

(b)　手続及び法的要件

(c)　通過制度の実際の運用

17　加盟国は、通過の作業を適切に機能させることに関して、他の加盟国が行う全ての照会及び提案の宛先となる国内の通過に関する調整者を任命するよう努める。

第十二条　税関協力

1　遵守及び協力を促進する措置

1.1　加盟国は、貿易業者が義務の遵守を認識することを確保すること、輸入者が適当な状況において不利益を受けることなく自ら是正することを認める自主的な遵守を奨励すること及び遵守しない貿易業者について一層厳しい措置をとるために遵守のための措置を適用することの重要性について合意する（注）。

注　このような活動は、法令違反の頻度を低下させ、結果として法執行を遂行するための情報の交換の必要性を減少させる全般的な目的を有する。

1.2　加盟国は、関税法令の遵守に当たり、最良の慣行に関する情報（委員会を通じて共有する情報を含む。）を共有するよう奨励される。加盟国は、遵守のための措置を運用し、及びその実効性を高めるために技術的な指導又は能力の開発のための援助及び支援において協力するよう奨励される。